

I 全学教育科目

看護栄養学部においては、卒業するために全学教育科目から28単位以上修得する必要があります。長崎県立大学全学教育履修規程をよく確認し、併せて以下の事項に留意してください。

(1) 必修科目及び選択必修科目

各科目区分から、必修科目を含め指定された単位以上を修得する必要があります。

「教養セミナー」などの必修科目の単位は、卒業するために必ず修得しなければなりませんので、優先して履修登録を行い修得するようにしてください。

全学教育科目における各科目区分の必要単位数及び必修科目は次に示すとおりです。

科目区分	単位数	必修科目	
		看護学科	栄養健康学科
サイエンスリテラシー	2単位以上		
データリテラシー	2単位以上	「データサイエンス入門」	
コミュニケーションリテラシー	4単位以上	「教養セミナー」 「対人関係論」	「教養セミナー」
ヒューマンリテラシー	2単位以上		
社会リテラシー	2単位以上		
長崎リテラシー	4単位以上	「長崎のしまに学ぶ」 「しまのフィールドワーク」	
例) 「コミュニケーションリテラシー」区分で修得が必要な単位数は4単位以上 →栄養健康学科の場合、必修科目「教養セミナー」2単位と、他の4科目中いずれか1科目2単位が必要(看護学科の場合は必修科目2科目4単位で充足)			

(2) 選択科目

科目区分を問わず、必修科目及び選択必修科目として修得したもの以外の科目から6単位以上を修得してください。

なお、「ライフスポーツ」は2種目(2単位)まで卒業要件単位に含めることができます。

II 専門教育科目

看護栄養学部においては、卒業するために、専門教育科目から100単位以上修得する必要があります。長崎県立大学看護栄養学部履修規程をよく確認し、以下の記載事項に留意してください。

(1) 学部共通専門科目

看護栄養学部の両学科に共通する科目です。必修科目を漏れなく履修し単位を修得してください。

(2) 学科専門科目

両学科とも、国家試験受験の資格を得るため、定められた科目を全て履修し単位を修得してください。

III 教職課程

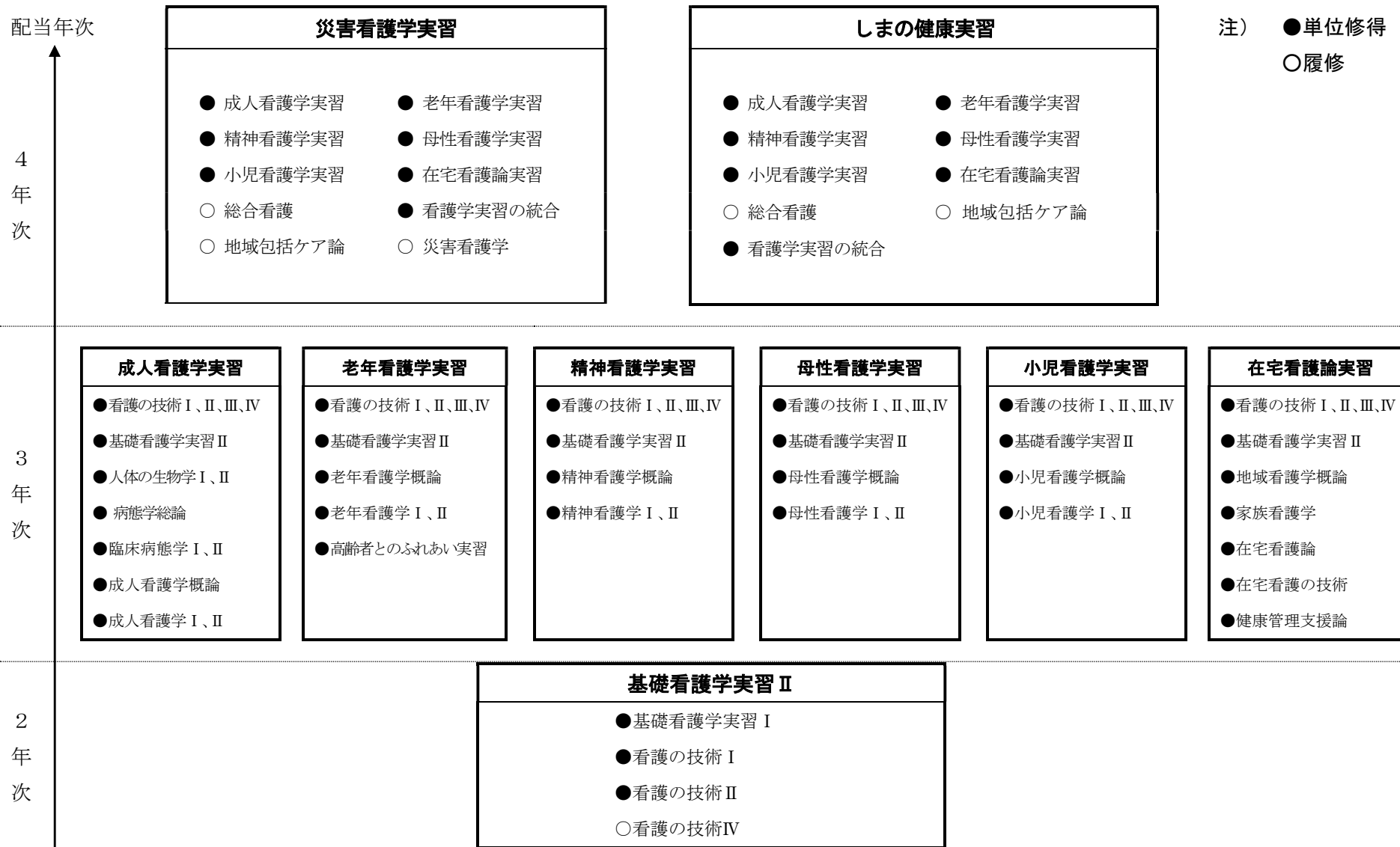
看護学科では養護教諭第一種免許状、栄養健康学科では栄養教諭第一種免許状の取得が可能です。詳細は本冊子の「11. 履修の手引（教職課程）」を参照してください。

IV 看護学科実習科目の履修要件

看護学科においては、実習科目を履修するために次の図に示すと通りの要件を満たさなければなりませんので注意してください。

看護学科のカリキュラム構成と臨地実習の位置づけ

図 実習科目の履修要件



V 再試験

看護栄養学部履修規程第17条に規定する再試験について、看護学科では次のように定めます。

(1) 再試験対象科目

看護学科 学科専門科目

(実習科目を除く必修科目に限る)

(2) 再試験実施要領

①再試験は、1回に限り実施します。

②定期試験の後、定められた期日までに科目担当教員から、再試験対象者の提示が行われます。

③再試験を受験しようとする者は、再試験対象者提示から定められた期限までに所定の「再試験願」により願出なければなりません。期限までに「再試験願」の提出がない場合、再試験を受験することはできませんので十分に注意してください。

④再試験の日程は、再試験対象者提示の後、一定の自己学習期間をおいて設定します。

⑤再試験の方法、自己学習内容などについては、科目担当教員が別途連絡する場合があります。

⑥再試験の結果は、再試験終了後一定の期日までに掲示により発表します。

(3) 再試験の日程については、別途掲示します。

(4) 再試験に欠席した者に対する試験は行いません。ただし、病気その他特別の理由により、やむを得ず受験できなかった者に対しては、願出により、追試験を行う場合があります。

(5) 1単位の科目などで定期試験期間以外の講義終了時に行った試験の場合は、科目担当教員が別途の再試験日程で行う場合があります。

VI 国家試験及び資格

(1) 看護学科

卒業要件を満たせば、看護師国家試験の受験資格を取得することができます。

国家試験受験に際しては、受験地を管轄する地方厚生局または地方厚生支局に受験願書等の必要書類を提出しなければなりません。在学生については、出願は大学において一括申請しています。

(2) 栄養健康学科

卒業要件を満たせば、管理栄養士国家試験の受験資格及び栄養士免許を取得することができます。また、食品衛生管理者・食品衛生監視員の任用資格を取得することができます。

①管理栄養士国家試験申請手続き

管理栄養士国家試験受験に際しては、必要書類を受験要領に従って提出しなければなりません。在学生については、出願は大学において一括申請しています。

②栄養士免許申請手続き

栄養士の免許を受ける際には、住所地を所管する保健所に必要書類を提出しなければなりません。（外国籍の方は、別途書類が必要な場合があります。）

③食品衛生管理者・食品衛生監視員の任用資格

本学は食品衛生管理者及び食品衛生監視員の登録養成施設ですので、長崎県立大学看護栄養学部栄養健康学科を卒業したことを証明することによって、その資格を証明することができます。